なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業が環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるものの、起業者が既存資料を基に任意で騒音、振動及び大気質に関して予測を行ったところ、いずれの項目においても環境基準を満たすものと判断されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

起業者の調査によると、本件事業により改変される区域に生息する可能性がある希少な動物・植物についての影響は軽微であると予測されているところである。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するが、三重県教育委員会との協議により適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な交通の確保を目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）第３種第３級の規格に基づく２車線のバイパス道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に照らして合理的と認められる。

また、本件区間におけるルートについては、土工を主とし集落後背地を概ね迂回するバイパスルート案（以下「申請案」という。）のほか、一方通行区間や地形急峻部以外は現道を拡幅する案、トンネルを主体とし申請案よりも山地側を通過するバイパスルート案の３案で検討が行われている。申請案を他の２案と比較すると、支障物件は少なく、工事施工時の土工量は多いものの、工事施工が最も容易で、事業費が最も安価であるなど、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して申請案が最も合理的と認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的と認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与すると認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本路線は、当該現道区間における唯一の幹線道路であるにもかかわらず、幅員狭小かつ線形不良な道路であることに加え、一方通行区間があり自転車歩行者道も未設置であるため、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、三重県が平成15年度に策定した新道路整備戦略において、本件事業は重点整備箇所と位置づけられているほか、地元市町の長からなる国道260号道路改良促進期成同盟会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　三重県度会郡南伊勢町役場

第６　収用又は使用の手続が保留されている起業地　三重県度会郡南伊勢町贄浦字高浜及び字奥ノ田頭地内

国会事項

衆議院

議員辞職

六月十四日院議をもって、近畿選挙区選出議員河上みつえの辞職を許可した。

議案提出

六月十四日議員から提出した議案は次のとおりである。

国家公務員法の一部を改正する法律案（井上信治外六名提出）

離島の振興に関する施策の拡充のための離島振興法等の一部を改正する法律案（武部勤外四名提出）

離島航路整備法案（武部勤外四名提出）

農業等の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付に関する法律案（加藤紘一外四名提出）

質問書提出

六月十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

駐中国日本国大使任命についての報道に関する質問主意書（城内実提出）

北海道新幹線における新青森・新函館（仮称）間の建設工事に伴う地方負担に関する質問主意書（木村太郎提出）

東北新幹線新青森駅開業に伴う並行在来線「青い森鉄道線」の運営に関する質問主意書（木村太郎提出）

妊婦健康診査の公費負担に関する質問主意書（木村太郎提出）

著作物の利用条件緩和に関する質問主意書（木村太郎提出）

我が国の家計資産の現状を踏まえた経済財政政策の必要性に関する質問主意書（橘慶一郎提出）

法律の整理に関する質問主意書（橘慶一郎提出）

菅内閣における「国土の均衡ある発展」についての基本的認識に関する質問主意書（橘慶一郎提出）

年金記録問題に関する質問主意書（富岡義偉提出）

「口蹄疫・現地対策本部（日報）」の役割及び管理方法等に関する質問主意書（山本拓提出）

DNA型鑑定の捜査活用に関する質問主意書（塩川鉄也提出）

「シベリア抑留問題」に関する質問主意書（塩川鉄也提出）

宮内庁に管理されている古墳の祭祀と調査に関する再質問主意書（吉井英勝提出）

学術文化遺産の戦後処理問題解決に関する再質問主意書（吉井英勝提出）

鳩山由紀夫内閣における外務省によるワインの購入等に関する再質問主意書（鈴木宗男提出）

二〇一〇年五月二十八日の日米安全保障協議委員会における普天間飛行場移設問題に係る日米共同発表に関する再質問主意書（鈴木宗男提出）

我が国の調査捕鯨活動に対するオーストラリア政府による国際司法裁判所への提訴に関する再質問主意書（鈴木宗男提出）

オウム真理教対策に関する第三回質問主意書（馳浩提出）

大学院博士課程修了者の就職確保と研究条件改善に関する質問主意書（宮本岳志提出）

自黒反転版拡大教科書に関する質問主意書（宮本岳志提出）

会議

六月十五日（火曜日）　午後一時　本会議

参議院

議事日程

六月十五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十九号

平成二十二年六月十五日（火曜日）

午前十時開議

第一　国務大臣の演説に関する件（第二日）

議案提出

六月十四日議員から次の議案が提出された。

茶業振興法案（山田俊男外三名発議）（参第一五号）

議案受領（予備審査）

六月十四日衆議院から次の議案が送付された。

津波対策の推進に関する法律案（二階俊博外六名提出）（衆第一八号）

スポーツ基本法案（森喜朗外五名提出）（衆第二九号）

死因究明推進法案（下村博文外五名提出）（衆第二〇号）